

中津川市告示 第 1 9 号

騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定

騒音規制法（昭和 4 3 年法律第 9 8 号）に基づく騒音の規制地域及び規制基準を次のとおり定める。

平成 2 4 年 3 月 3 0 日

中津川市長 青山 節児

（騒音の規制地域）

第 1 条 騒音規制法第 3 条第 1 項に規定する特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域は、別表に掲げる地域とする。
（特定工場等に係る騒音の規制基準）

第 2 条 騒音規制法第 4 条第 1 項に規定する時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準は、次の表のとおりとする。

時間の区分 区域の区分	昼間 （午前 8 時から午後 7 時まで）	朝夕 （午前 6 時から午前 8 時まで 午後 7 時から午後 11 時まで）	夜間 （午後 11 時から翌日の午前 6 時まで）
第 1 種区域	5 0 デシベル	4 5 デシベル	4 0 デシベル
第 2 種区域	6 0 デシベル	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種区域	6 5 デシベル	6 0 デシベル	5 0 デシベル
第 4 種区域	7 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル

（区域の区分）

第 3 条 前条に規定する区域の区分ごとの規制基準を適用する区域は、別表に掲げるとおりとする。

2 市長は、前条に規定する区域の区分ごとの規制基準を適用する区域を示す図面を、生活環境部環境政策課において一般の縦覧に供する。

別表

区域の区分	地域
第 1 種区域	東町四番、五番、東宮町八番、日の出町五番、中津川のうち字鳥居及び字竹ヶ端の各全部

	中川町三番から五番まで、北野町四番、宮前町一番、二番、中津川のうち字大西、字北野、字上金、字大明神、字山の田、字口一色、字下沢、字上金往還上、字新田、字島田、字井の下、字細山、字洞田、字野畔、字法導寺、字井の上、字原、字恵下、字大久後、字松田、駒場のうち字安森、字町裏、字角田、字大岩、字大平、字大峽、字後洞、字松源寺、手賀野のうち字上巾及び字東原の各一部
第2種区域	北野町一番から三番まで、中川町一番、二番、宮前町三番、えびす町七番、東宮町二番から七番まで、西宮町二番、三番、五番、八幡町一番から四番まで、昭和町、花戸町、日の出町一番から四番まで、中津川のうち字丸山、字子野、字地藏堂、字妙ヶ峯、字塞の神、字高橋、字中切、字中島、字正ヶ根、字天王平、字餅穴、字杉ヶ沢、苗木、瀬戸、落合、神坂、飯沼、手賀野のうち字中沼、字原、字斧戸、坂下のうち字上鐘、字樋ヶ沢、字谷、字松源地、字島井田、字八幡、字時鐘、字赤田、字矢渕、字下平、字樺の木、字上外、字二股、字高峰平、字高峰山、字井汲、字成栗、字法力屋、字堀懸、字新谷、字新田、字切田、字道垣外、字向山、上野のうち字上外、字下外、字大沼、字丸根、字西田、字柁ノ木、字山田、加子母のうち字杉ヶ平、字アハラ、字中筋、字起シ、字上下島、字下モ木戸、字池ノ上、字大沼、字花ノ木、字田尻、字池ノ森、字森ノ外、字山木戸、字堂垣戸、字神ノ木、字高ボタ、字洞、字西、字西下モ屋、字下モ屋、字小和知野、字起垣戸、字辻、字小松屋、字小立、字森、字辻屋、字寄木、字中畑、字室屋、字溝畑、字石飛、字籠藪、字横井、字岩屋、字稲場、字鎌井野、字野尻、字浅島、字生湯、字小島、字多谷、字清水、字正外野、字梅ノ木、字高屋、字炭焼渡、字北垣戸、字宮下、字中屋、字落田、字差出、字柳平、字郡上島、字下島、字井上、字田ノ頭、字牧戸、字起野、字万才池、字鳥洞、字平垣戸、字亀屋、字宮下脇、字岩倉、字下番田、字宮下、字上垣、字宮洞、字栃本、字米野、字岩野、字起畑、字尾岩、字竹ノ越、字中下、字尾城、字福崎、字中島、字田口前、字長島、字鍛冶屋田、字古薙、字諸田、字岩泉、字森泉、字林垣戸、字吉田、字酒屋、字田ノ上、字小平、字祢宜屋、字井垣戸、字桑名屋、字太田、字藤井、字豊島、字三沢、字白谷、字井尻、字藤ノ木、字宮脇、字八幡、字五斗蒔、字堀田、字岩田、字外谷、字小瀬、字桜ノ木、字松ノ木瀬、字吉原、字飯島、字砂場、字金本、字西ノ上、字尾山、字野中、字下吉本、付知町のうち字猪ヶ馬場、字島畑、字宮島、字分田、字御堂垣戸、字平作垣戸、字大起、字宮ノ上、字紙漉垣戸、字榎立、字下タ野、字護山、字樋口、字御堂後、字倉屋、字向山、字池島、字小草場、字武佐原、字万場、字端小屋、字巾垣戸、字広島野、字柏洞、字澤渡、字竹端、字屋敷垣戸、字田ノ上、字上野、字下タ向、字葦原、字田尻、字谷端、字橋詰、字榎ヶ平、字暮鐘、字蘭木、字岩屋、字山本、字曾利免、字富田、字藤山、字下井戸、字大西、字山手、字飛羅、字柿ヶ下、字大ヶ平、字廣谷、字尾ヶ平、字下タ平、字長峰、字ツヅラヤブ、字龍野、字諸田、字口田、字新田、字中屋、字向畑、字小栗山、字下タ屋、字野、字立ノ神、字野中、字大野、字櫛下、字島田、字菓子上、字堀端、字石鋪、字寺畑、字大新田、字林、字

	松葉、字中田、字寺山、字木ノ下、字桜田、字田ノ尻、字野尻、字笠屋、字黒川、字河原、字熊倉、字廣野、字中畑、字大畑、字長手、字百田、字吉原、字堀田、字清吉畑、字馬道、字起、字吉本、字宮ノ越、字児安沼、字白沢、字安楽満、字中段、字水上、字松原、字小林、字洞垣内、字立林、字鳥屋脇、字中野、字倉柱、字正ヶ脇、田瀬、下野、福岡、高山、蛭川のうち字櫻本、字中切、字笹場、字殿塚、字下海渡、字尾越、字棚田、字鳩吹、字旗巻淵、字坊之前、字下澤及び字岩谷の各全部 中川町三番から五番まで、北野町四番、宮前町一番、二番、中津川字大西、字連理、字北野、字上金、字口一色、字一色、字野中、字地毛名、字下実戸、字厩の下、字下沢、字起、字上金往還上、字新田、字山の田、字島田、字井の上、字井の下、字細山、字洞田、字野畔、字法導寺、字原、字恵下、字大久後、字松田、字尾外岩、字坊垣外、字前山、阿木、駒場のうち字大道上、字大岩、字大平、字大峽、字後洞、字松源寺、字上宿道上、字上宿道下、字西山、手賀野のうち字上巾、字下巾、字島崎、字狐塚、字東原、字円通寺、字西沼、字会所沢、字小向井、千旦林、茄子川、坂下のうち字保ヶ山、字小田、上野のうち字上中尾、字下中尾、川上のうち上平、森平、タハタ、奥屋、加子母のうち字牧、字神田向、字島、字谷向、字山下、字小和知東、字渡場、字吉本、字向、字渡合、字上平、字向畑、字木曾越、字桑原、字村上、字神田、字須母田、字正元、字角田、字坂本、字中山、字薙野、字上垣戸、字下中島、字池田、字板ノ木、字吉金、付知町のうち字下浦、字高畑、蛭川のうち字稲舟、字今洞、字柏ヶ根、字岩久良、字矢柱、字奈良井、字樺瀬、字長瀬、字岩伏、字東下澤、字一ノ瀬、字烏澤、字田原、字宮ノ前、字新田、字弓場、字上野木、字奥渡、字押手、字向山、大字山口及び大字馬籠の各一部
第3種区域	小川町一番、桃山町一番、二番、栄町、太田町一丁目から三丁目まで、新町、淀川町、東町一番から三番まで、東宮町一番、えびす町一番から六番まで、津島町、柳町、本町一丁目から四丁目まで、西宮町一番、四番、駒場町二番から四番まで、かやの木町一番、二番、八幡町五番、六番、駒場字青木、坂下のうち字大門、字町平、字宮ノ前、字島平、字上握、字下握及び字下島の各全部 小川町二番、駒場町一番、かやの木町三番、中津川のうち字下川原、字連理、字野畔、字下沢、字起、字野中、字島田、字法導寺、字井の上、字井の下、字一色、字松田、字新田、字上金往還上、字上金、字山の田、字大明神、駒場のうち字安森、字町裏、字角田、字大道上、字後洞、字上宿道上、字上宿道下、字大平、手賀野のうち字下巾、字上巾、字島崎、字狐塚、字西沼、字会所沢、字小向井、字円通寺、千旦林のうち字横打、字山堺、茄子川字中垣外、坂下のうち字徳野及び字大沼の各一部
第4種区域	桃山町三番、駒場字京田、坂下のうち字和合、字上新田、字下新田、字相沢、字中之垣外、字下高辺、字上高辺、字小田垣外、字島、字

	大岩、字中原、字上原及び字前平の各全部 小川町二番、駒場町一番、中津川のうち字島田、字洞田、字尾外岩、駒場のうち字安森、字大道上、手賀野字下巾、茄子川字中垣外及び坂下字西高辺の各一部
--	--

備考

この告示は、平成２４年４月１日から施行する。